

所得税・個人住民税の税制改正のお知らせ

平成19年分の収入に対して課税される平成19年分所得税と平成20年度分個人住民税(市・県民税)の主な改正についてお知らせします。

なお、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている方(平成11年から平成18年までに入居した方に限ります。)は、平成20年度以降の個人住民税が減額になる場合があります(詳しくは10ページをご覧ください。)。この場合、確定申告期間中に申告する必要がありますので、ご注意ください。

平成19年分所得税及び平成20年度分個人住民税から適用となる改正

■損害保険料控除が改められ、地震保険料控除となりました

居住者など(生計を一にする配偶者やその他の親族を含みます)の所有する居住用家屋・生活用動産(例:住宅、マンション、家財など)を対象とした損害保険契約などに係る地震等損害部分の保険料を支払った場合には、所得税については平成19年分以降、個人住民税については平成20年度以降から『地震保険料控除』の対象になります。この改正に合わせて『短期損害保険料』は控除対象外となりました。

地震保険料控除の計算式

個人住民税 地震保険料控除額=支払った地震保険料×1/2【限度額25,000円】
 所 得 税 地震保険料控除額=支払った地震保険料【限度額50,000円】



経過措置

平成18年末までに締結した『長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)』には、従前の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられました。

なお、この経過措置に係る控除額と地震保険料控除の両方が適用できる場合の控除額の上限は、個人住民税25,000円、所得税50,000円になります。

●個人住民税(平成20年度分以降適用)における計算式

支払長期損害保険料(A)	地震保険料控除に含まれる額
(A) ≤ 5,000円	(A) 全額
5,000円 < (A) ≤ 15,000円	(A) × 1/2 + 2,500円
15,000円 < (A)	10,000円

●所得税(平成19年分以降適用)における計算式

支払長期損害保険料(B)	地震保険料控除に含まれる額
(B) ≤ 10,000円	(B) 全額
10,000円 < (B) ≤ 20,000円	(B) × 1/2 + 5,000円
20,000円 < (B)	15,000円

■上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限が1年延長されました

上場株式等の配当等に係る軽減税率(所得税7%、個人住民税3%)の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る軽減税率(所得税7%、個人住民税3%)の特例の適用期限が1年延長され、平成20年12月31日までとされました。

障害者控除の認定制度について

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方で、介護保険制度の要介護認定などに基つき「障害者」及び「特別障害者」に準ずると認められた方は、所得税や個人住民税において「障害者控除」として一定の金額を所得から差し引くことができます。詳しくは広報つる9月号をご覧ください。福祉事務所高齢者支援担当にお尋ねください。



平成19年分年末調整説明会

大月税務署と市では、年末調整の仕方並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続きを円滑に行っていただくため、次の日程で説明会を開催します。

なお、中途退職した従業員の方についても、支払い給与額が30万円を超える場合は、給与支払報告書の提出が義務付けられていますので、ご留意願います。

日時 11月14日(水)

用紙配付 午後0時30分～1時30分

説明会 午後1時30分～4時

会場 都の杜うぐいすホール小ホール

問合せ先 大月税務署 源泉所得税担当

☎(22) 3217